

## 仕様書

日本貿易振興機構  
総務部人事課

- 1 案件名 労働者派遣業務(高知貿易情報センター)
- 2 就業場所 〒780-0834 高知県高知市堺町2-26 高知中央ビジネススクエア  
高知貿易情報センター
- 3 部署業務内容 貿易投資相談、セミナー、商談会等の貿易情報センター業務
- 4 業務内容 ①「輸出戦略策定支援業務」において支援対象となる企業との連絡調整、各所からの問合せ対応、専門家との連絡調整  
② 文書・郵便物の收受・所内供覧、ファイリング  
③ セミナー・商談会等の実施にかかる補助作業  
④ 事業等の実績とりまとめ作業補助  
⑤ 書類等の荷造発送作業  
⑥ 電話応対等庶務  
⑦ その他、所長が指示する補助業務
- 募集人数: 1 名  
出張の有無: 無  
残業: 法定内 81 時間程度見込まれる(契約期間内合計)  
法定外 0 時間程度見込まれる(契約期間内合計)
- 5 派遣契約期間 2019年8月1日 ~ 2019年11月29日  
※本契約終了後の契約更新なし。  
※個別契約書の契約期間は当初最長2カ月予定。  
当初契約期間終了後の個別契約期間については、別途協議のうえ定める。
- 6 勤務時間 9:00 ~ 17:00  
(休憩・休日) 休憩:12:00~13:00 休日:土日、祝日、その他ジェトロの定める休日  
(勤務曜日) 月火水木金
- 7 派遣元の要件
  - ①競争参加資格を満たし、かつ「8 派遣職員の必須要件」を満たす人材の派遣が可能であること。そのための十分な登録者数を有すること。
  - ②派遣する人材は、信頼に足る人物であり、自社からの派遣実績があることが望ましい。
  - ③契約期間途中で派遣労働者が交代する場合、代替者を直ちに手配できること。
  - ④派遣法第30条に基づいて派遣労働者の労働条件を適切に管理すること。また、福利厚生等の管理が適切に行われていること。
  - ⑤トラブルへの対応や苦情処理体制が十分に整備されていること。
  - ⑥ジェトロの指定する派遣職員のフォローアップ体制が可能なこと(派遣元と派遣職員の面談が月1回程度、面談内容についてジェトロへの報告は3カ月に1回程度等)。
  - ⑦すべての契約手続き、請求手続きに不備のないこと。

## 8 派遣職員の必須要件

### ①社会人としての基礎を身につけていること。

・職員(嘱託員含む)及び国内外企業・関係団体等関係者と協調して業務を遂行できるコミュニケーション能力があること。

- ・業務指示者に対し、的確に報告・連絡・相談ができること。
- ・機密情報、個人情報の取り扱いを理解し、適切な対応ができること。
- ・理由の無い欠勤、遅刻がなく、周りに不快感を与えない身だしなみであること。
- ・本業務を遂行する上で精神疾患等を含め健康状態に支障がないこと。
- ・過去に本人の技能やコンピテンシーに帰する理由により、契約を打ち切られた経験・派遣先からのクレームがないこと。
- ・電話対応や対人対応等、マナー・常識を有し、電話対応を厭わず、適切な言葉遣いができること。
- ・習熟スピードが早く、説明されたことはメモを取り、同じ説明を繰り返す必要がないこと。

### ②業務実施にあたり、以下の経験・スキルを有すること。

- ・仕事(特にPCスキル)が正確で速いこと。
- ・データの入力が迅速で正確であること。
- ・PC操作(MS Office、インターネット、E-mail)、特にExcelに習熟していること(業務上多用、MS Office スペシャリスト(一般)レベル)。

OAスキル: 基本的なアプリケーションソフト、E-Mail、Webブラウザ等の操作に習熟しており、各機能を業務で使いこなせていること。具体的には以下の操作以上のスキルを有している(研修を受けた経験があるだけでなく、業務で使いこなせている)こと。

WORD 新規文書の作成・編集、宛名ラベル差込印刷

EXCEL データ入力・編集、表・グラフ作成、四則演算、オートフィルタ、関数

PowerPoint プレゼンテーション資料の作成、フロー図の作成

Access -

その他 -

英語スキル: レベル -

使用内容 -

使用頻度 -

## 9 その他の要望

-

## 10 職場の環境

①所長1名、所員1名、非常勤嘱託員2名(2019年6月現在)。

②主に所長、所員が業務に関する説明、指示を行う。

## 11 その他

### ①代替人員の確保

派遣労働者が病気などの理由により業務に従事できない場合は、ジェトロの求めに応じて派遣元が責任を持って代替人員の確保を図ること。ただし、業務の継続性及び効率性を確保する観点から、ジェトロは代替人員の派遣を求めない場合がある。

### ②派遣労働者の交代

派遣労働者が就業に当たり、遵守すべき業務処理方法等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く派遣目的を達し得ない場合、ジェトロは派遣元にその理由を示し、派遣労働者の交代を要請することができる。

また、派遣元は、派遣元の都合により派遣労働者を交代する場合には、原則として交代する日の30日前までにジェトロに連絡すること。

以 上